

平成 25 年度
事業報告書

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 26 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

第1章 はじめに

国際海運では早くから自由の原則が確立され、船の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマ、カンボジアなどの国（便宜置籍国）に置き、コスト削減を図るようになりました。

船の安全規制は、国際条約に基づき、原則として船が船籍を置く国が責任を持っています。しかし、初期の便宜置籍国は安全規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船の安全性を確認する必要があるとの認識を持ち、Port State Control（PSC；寄港国検査）と呼ぶ立入検査で確認しようとした。ただし、PSCの実施には次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、不適切な競争を招く恐れがある。例えば、A港が厳しく、隣接するB港が安易なPSCを行えば、船はB港に流れる。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査されれば円滑な運航に支障が出る。

これらを解決するには、一定地域において統一的手法でPSCを行うとともに、ある港のPSCで優良船と判定されれば一定期間は近隣港ではPSCを行わない等、一定地域での国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMOU)を採択しました。パリMOUにより欧州ではPSCが組織的に始まり、国際基準を満足しない船（サブスタンダード船）が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関（IMO）は、パリMOUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これを受け、日本がイニシアチブをとり1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」（東京MOU）が採択されました。現在、日本、中国、韓国、オーストラリア等の19か国・地域が東京MOUのメンバーになっています。

PSCの地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する統一的手法、情報共有化、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的手法の徹底や情報システムの円滑な運用には、PSC関係職員に対する研修やセミナーが必要になります。

本財団は、東京MOUメンバー間の意見調整などを円滑に実施できるようにするMOU事務局事業と各国PSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第2章 事業報告

1. MOU事務局事業

- 1) 東京 MOU には各国の PSC 当局が加盟しており、PSC 当局責任者の会合である PSC 委員会をほぼ毎年 1 回各国持ち回りで開催しています。本財団は、PSC 委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書の委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。
- 2) 2013 年は東京 MOU の採択 20 周年に当たり、これを記念して 2013 年 10 月 28～31 日に東京で第 24 回 PSC 委員会を開催しました。当該 PSC 委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。
 - ① マーシャル諸島を、19 番目のメンバーとする。
 - ② 油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC）を、PSC 対象条約に加える。
 - ③ 2012 年に行った火災安全に関する集中検査の最終報告書を承認する。
 - ④ 2014 年 9 月から実施する「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）に基づく休息时间」に関する集中検査のアレンジを承認する。
 - ⑤ 2015 年集中検査のテーマを「船員の習熟及び閉鎖区域への立入」とし、2016 年は海事労働条約（MLC）とする方向で検討を進める。（MLC：メンバー19カ国中 11 カ国批准（2014 年 3 月末現在））
 - ⑥ 電子海図に関する検査ガイドラインを承認するとともに、客船に関する検査ガイドラインの検討を開始する。



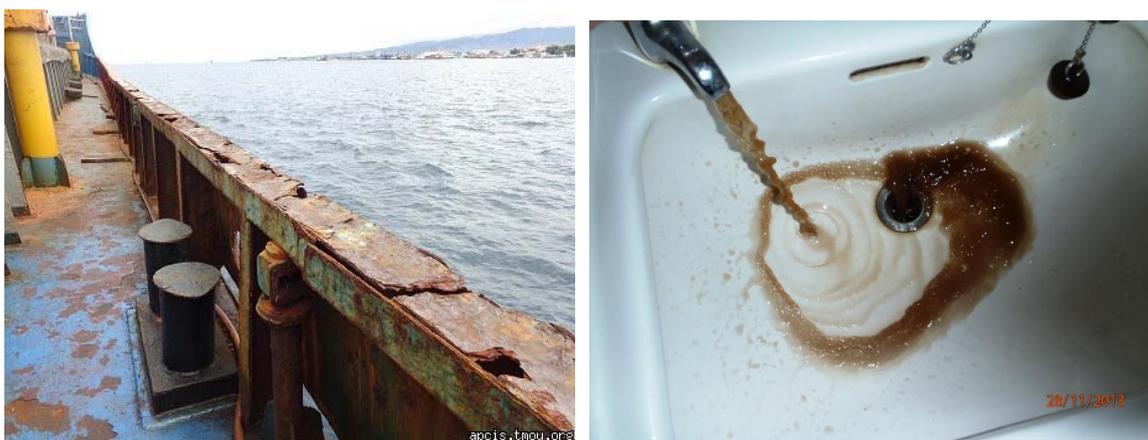
第 24 回 PSC 委員会：東京

- 3) 第 24 回 PSC 委員会の開催期間中、関係国際機関、国際的海事関連団体の代表者を招き、「東京 MOU 採択 20 周年記念フォーラム」を開催しました。当該フォーラムでは、関水 IMO 事務総長による基調講演等の後、他の PSC 地域組織、産業界、東京 MOU メンバー代表から祝辞が述べられました。



20 周年記念フォーラム

- 4) PSC 委員会の次回会合までの間、インターネットを通じた作業部会が設置されますが、本財団はメーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、円滑に作業部会が進捗するよう支援しています。
- 5) 2013 年 4 月 24 日、東京 MOU の 2012 年の活動状況を取りまとめた Annual Report 2012 を公表しました。同 Report には PSC 委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が行った PSC 検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を取り公表しています。別添 1 に PSC 検査データの推移、別添 2 に旗国格付表、別添 3 に政府代行機関格付表を示しますが、概要は次のとおりです。
- ① 検査率は、個別船の検査隻数が若干増加する一方、個別船の入港数も増加し、前年と同様 68%となった。また、航行停止処分数は前年を 9%下回り、航行停止処分率は前年 5.46%から 4.59%に減少した。
 - ② 旗国ブラックリスト（悪質）掲載国は 2 カ国増加し 15 カ国、グレイリスト（平均）掲載国は 1 カ国増加し 17 カ国、ホワイトリスト（良質）掲載国は 2 カ国減少し 31 カ国であった。
 - ③ 政府代行機関の評価では、low は前年から 1 機関減少し 0、medium は前年から 1 機関増加し 15、high は前年から 1 機関減少し 17 であった。



欠陥事例

- 6) 2013年5月19～24日にマルタで開催されたパリ MOU 政府間会合に出席し、集中検査の協調実施、データ交換等について協議しました。また、2013年7月2～4日に英国ロンドンで開催された IMO 主催の PSC 関連 Workshop に出席し、東京 MOU の活動状況等を報告した。当該 Workshop では、集中検査の共同実施、IMO 情報システムへのデータ提供、技術協力の充実強化等が討議されました。
- 7) 2013年9月1日～11月30日に、推進機関及び補助機関に関する集中検査をパリ MOU 等と共同で実施しました。
- 8) 第24回 PSC 委員会で決定した基本方針に基づき PSC 標準マニュアルの改訂作業を進め、2013年12月に各国へ改訂版を送付しました。また、2014年3月には、STCW 条約の改正規定の適用に関する注意事項をまとめた Note of Attention を各国に配布しました。
- 9) 2014年1月1日から、パリ MOU に続き新たな検査制度(船舶を Low、Standard、High Risk の3種に区分し、それぞれに応じた検査インターバルを設定)を導入しました。
- 10) 2012年12月に英文ホームページ (<http://www.tokyo-mou.org/>) を全面的に更新しましたが、2013年の訪問数等は下表のとおり大幅に増加しました。

暦年	訪問数	ページビュー数	ヒット数
2013年	206,283 (15%)	861,592 (12%)	6,518,636 (187%)
2012年	179,008 (2%)	769,245 (3%)	2,272,505 (8%)

() 内は対前年比伸び率。

2. 研修事業

- 1) アジア太平洋地域内で統一的に PSC を実施するため、本財団は PSC 職員に対する研修やセミナーを企画、実施しています。研修等の計画は、PSC 委員会の意見等を聞き 5 年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。
- 2) 2013 年 5 月 6～10 日、ニュージーランドからパプア・ニューギニアへ専門家 2 名を派遣し、パプア・ニューギニア PSC 職員 10 名に対し研修を実施しました。本財団は、専門家の派遣費用を負担しました。
- 3) 2013 年 7 月 1～6 日、日本からタイへ専門家 2 名を派遣し、タイ PSC 職員 25 名に対し研修を実施しました。本財団は、専門家の派遣費用を負担しました。
- 4) 2013 年 7 月 22～26 日、韓国・プサンで東京 MOU 第 21 回セミナー及び IMO ワークショップ (WS) を開催しました。同セミナーでは、集中検査に係るガイドライン、新検査制度、海事労働条約等に関する講義、事例研究などが行われました。同 WS では、海上人命安全条約等に関する最近の改正、航行停止処分に関する事例研究などが行われました。18 カ国、37 名が参加しました。本財団は、開催費用の大半及び途上国参加者 8 名の旅費等を負担しました。また、IMO は開催費用の一部を負担しました。



- 5) 2013 年 8 月 12～16 日、シンガポールからフィジーへ専門家 2 名を派遣し、フィジー PSC 職員 12 名に対し研修を実施しました。本財団は、専門家の派遣費用を負担しました。
- 6) 2013 年 8 月 26 日～9 月 20 日、日本で総合研修を実施しました。前半 2 週間は横浜で講義、後半 2 週間は 8 か所の地方運輸局に分散し実船訓練が行われました。東京 MOU 域内 12 カ国・地域、域外 7 カ国から合計 19 名が参加しました。

本財団は開催費用及び途上国参加者 8 名の旅費、IMO が域外からの参加者 7 名の旅費等を負担しました。



講義



実船訓練

- 7) 2013 年 11 月 20～22 日、インドネシア・ジャカルタで国際保安コードに関する専門研修を実施し、7 カ国から 14 名が参加しました。本研修の開催費用及び途上国参加者 8 名の旅費は、IMO が全額負担しました。



- 8) 2013 年 12 月 2～13 日、インド・ビシャカパトナムに専門家 4 名（オーストラリア、ニュージーランド及び日本）及び本財団職員 1 名を派遣し、インド洋 PSC 地域組織の PSC 職員 20 名に対し研修を実施しました。本件については、本財団の事業として 2009 年度から 3 年間実施しましたが、オーストラリア国際援助機関がインド洋地域組織の事務局に資金を供与し、2013 年から 3 年間継続することになりました。しかし、同事務局が研修開催のノウハウを十分に持たず、本財団の支援を求めたため協力しています。
- 9) 2014 年 3 月 10～21 日、アルゼンチン・ブエノスアイレスに専門家 4 名（オーストラリア、チリ、カナダ及び日本）及び本財団職員 1 名を派遣し、南米 PSC

地域組織の PSC 職員 19 名に対し研修を実施しました。本財団が専門家の派遣費用等、IMO が研修参加者 7 名分の旅費を負担しました。



- 10) 東京 MOU 域内 PSC の調和を促進するために検査官交流を行っており、オーストラリア→ロシア、カナダ→オーストラリア、チリ→香港、香港→カナダ、日本→ニュージーランド、韓国→チリ、ニュージーランド→日本、ロシア→シンガポール、シンガポール→中国の 9 件を実施しました。本財団は、当該交流に要する旅費を負担しました。

第3章 管理業務

1. 理事会及び評議員会

理事会及び評議員会の開催状況は、次のとおりです。

- 1) 第3回理事会:2013年6月4日、議題＝平成24年度事業報告及び決算報告、定時評議員会の開催、役員及び評議員の報酬等の規程改正、職務執行状況
- 2) 第2回評議員会:2013年6月20日、議題＝役員及び評議員の報酬等の規程改正、平成24年度事業報告及び決算報告
- 3) 第4回理事会:2014年3月11日、議題＝平成26年度事業計画及び収支予算、職務執行状況

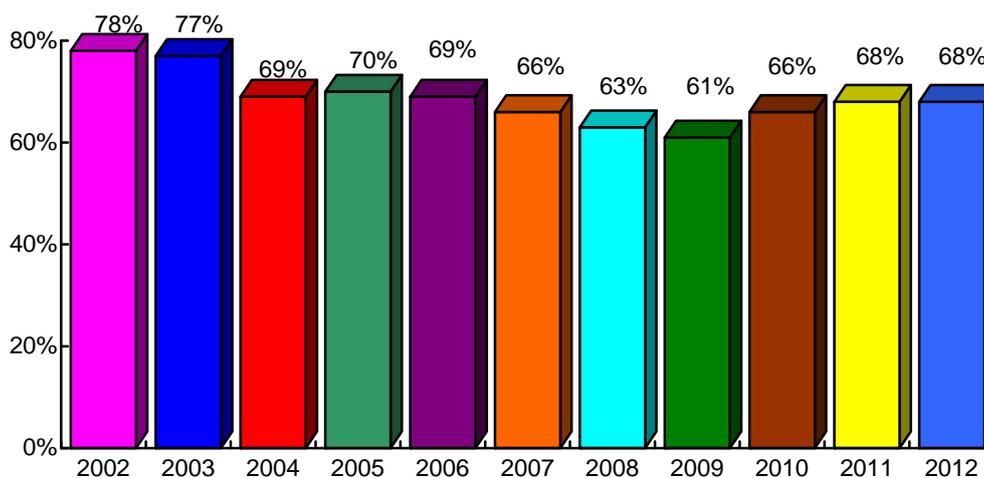
2. 事務局組織

平成25年度末現在の本財団組織図は、別添4のとおりです。

3. 財産等

- 1) 平成25年度末の基本財産は5千万円であり、長期債券で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金（平成25年度末簿価：約21億69百万円）は、各種債券及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- 2) 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

東京 MOU 域内の検査率

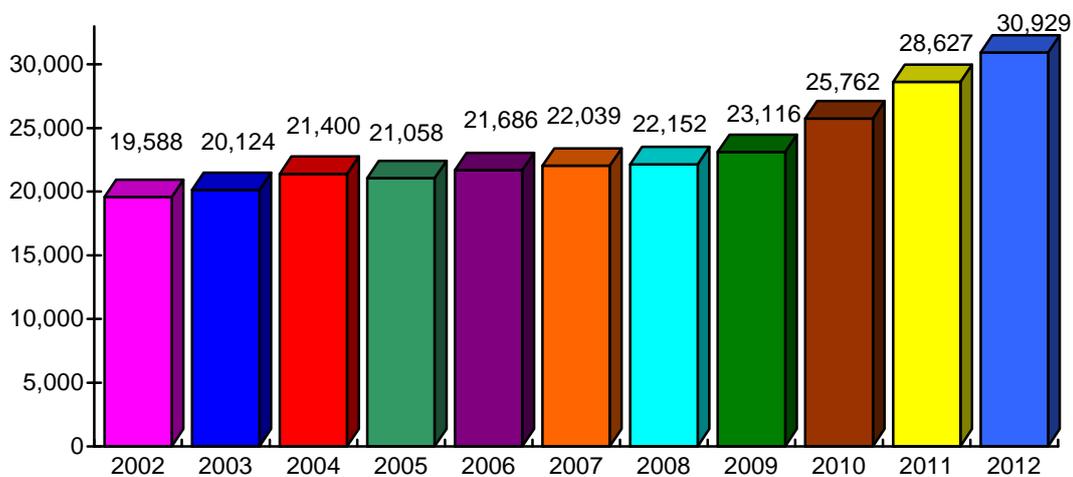


検査率 = 個別検査隻数 / 個別入域船舶数 (%)

個別検査隻数：同一船を 2 回以上検査しても 1 隻

個別入域船舶数：同一船が 2 回以上入域しても 1 隻

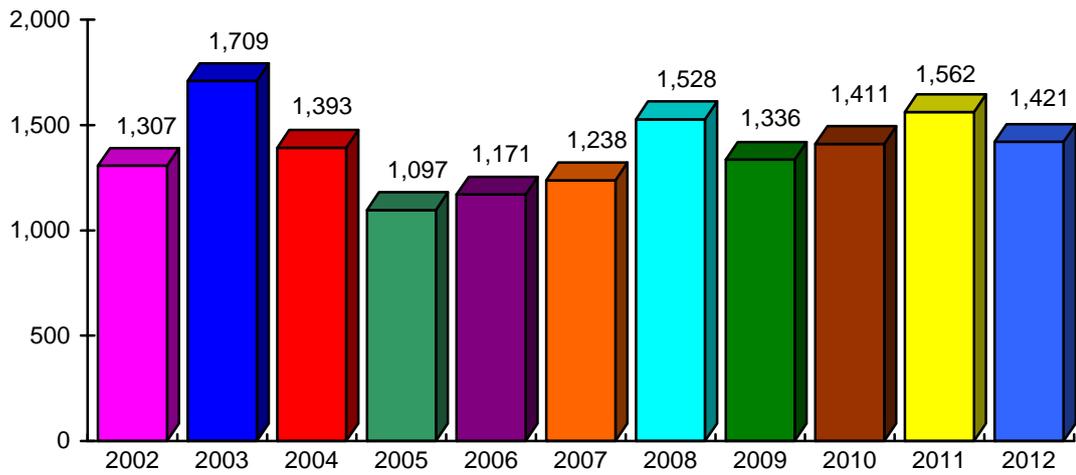
検査件数



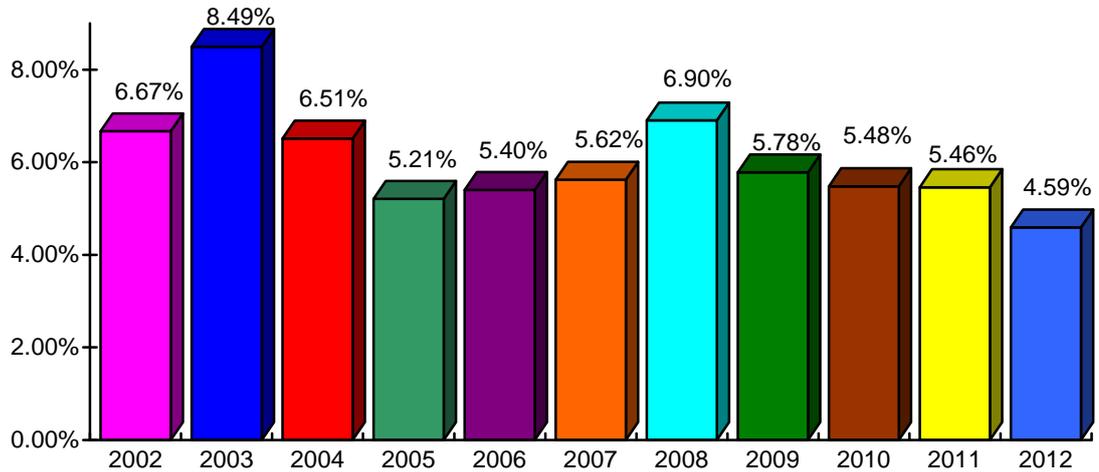
(解説)

インドネシア、タイ、ベトナム等の検査件数が増加し全体として検査件数は増加したが、入港船舶数も増加し検査率は前年比横ばいであった。

航行停止処分数



航行停止処分率



(解説)

検査件数は増加したが、航行停止処分数は減少し、航行停止処分率は前年に比べ減少した。

2012 年旗国格付
ブラック・グレイ・ホワイトリスト

Flag	Inspections 2010-2012	Detentions 2010-2012	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor
BLACK LIST					
Papua New Guinea	36	11	6		4.84
Sierra Leone	708	127	61		3.87
Cambodia	5,131	814	390		3.68
Georgia	109	23	13		3.67
Korea, Democratic People's Republic	513	90	46		3.62
Tanzania	38	9	6		3.10
Mongolia	416	60	38		2.57
Indonesia	577	80	51		2.53
Saint Kitts and Nevis	152	24	16		2.42
Bangladesh	94	15	11		2.09
Tonga	38	7	6		1.79
Kiribati	570	63	50		1.67
Thailand	1,017	102	85		1.52
Viet Nam	2,163	200	171		1.42
Belize	1,117	96	93		1.09
GREY LIST					
Barbados	72	8	9	1	0.86
Tuvalu	421	35	39	20	0.80
Dominica	47	5	7	0	0.75
Egypt	49	5	7	0	0.73
Luxembourg	44	3	6	0	0.49
Turkey	176	11	18	6	0.39
Myanmar	39	2	6	0	0.38
Togo	40	2	6	0	0.37
Belgium	91	5	11	2	0.35
Curacao	66	3	9	1	0.29
Gibraltar (UK)	171	9	18	6	0.25
Kuwait	41	1	6	0	0.21
Switzerland	71	2	9	1	0.13
Antigua and Barbuda	1,647	102	133	98	0.12
Saudi Arabia	58	1	8	0	0.09
Croatia	84	2	10	2	0.05
India	336	16	32	15	0.04

Flag	Inspections 2010-2012	Detentions 2010-2012	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor
WHITE LIST					
Maldives	33	0		0	0
Philippines	644	33		34	-0.06
Taiwan, China	255	10		11	-0.11
Italy	457	21		23	-0.13
Sweden	79	1		1	-0.20
Cyprus	1,495	76		88	-0.29
Netherlands	436	18		21	-0.29
Malta	2,001	94		121	-0.48
Saint Vincent and the Grenadines	687	27		37	-0.53
Malaysia	755	29		41	-0.59
United States	153	3		5	-0.60
Russian Federation	900	35		50	-0.62
Panama	25,833	1,267		1740	-0.62
Denmark	393	12		19	-0.68
United Kingdom (UK)	767	25		42	-0.82
Germany	820	27		45	-0.82
France	146	2		5	-0.83
Liberia	6,055	239		391	-0.87
Vanuatu	335	8		15	-0.88
Greece	943	29		53	-0.93
Cayman Islands (UK)	296	6		13	-0.97
Marshall Islands	3,524	114		221	-1.08
Bermuda (UK)	213	3		8	-1.08
Isle of Man (UK)	435	9		21	-1.12
Bahamas	1,976	57		119	-1.14
Norway	715	17		38	-1.14
Singapore	4,945	110		316	-1.47
Japan	429	5		21	-1.52
Hong Kong, China	6,855	89		445	-1.82
Korea, Republic of	3,858	45		243	-1.84
China	2,303	17		141	-1.96

(解説)

- 1) ブラックリスト掲載国は前年比 2 ヶ国増加し 15 カ国、グレイリスト掲載国は前年比 1 カ国増加し 17 カ国、ホワイトリスト掲載国は前年比 2 カ国減少し 31 カ国となった。
- 2) 新たにタンザニアがブラックリストに掲載され、前年ブラックからグレイになったベリーズが再びブラックに格下げされた。また、新たにトーゴがグレイリストに掲載され、アンティグア・バーブーダがホワイトからグレイに格下げされた。クック諸島が検査件数 30 未満となりホワイトリストから外された。
- 3) 本リストの対象は検査件数 30 件以上であるが、検査件数 30-49 については航行停止処分がゼロでも計算上グレイリストに掲載されてしまうため、これをホワイトリストに掲載することとした。対象となったのは、モルディブである。

参考：パリ MOU の旗国格付

RANK	FLAG	INSPECTIONS 2010-2012	DETENTIONS 2010-2012	BLACK TO GREY LIMIT	GREY TO WHITE LIMIT	EXCESS FACTOR
WHITE LIST						
1	France	306	0	29	14	-1.95
2	Germany	1,099	10	91	63	-1.82
3	Hong Kong, China	1,559	19	126	92	-1.74
4	Sweden	630	6	55	33	-1.71
5	Greece	1,154	14	96	66	-1.71
6	Denmark	1,233	16	102	71	-1.68
7	Norway	1,697	24	137	101	-1.68
8	Bahamas	2,868	47	224	178	-1.64
9	Italy	1,384	21	113	81	-1.61
10	Croatia	151	0	16	5	-1.61
11	Finland	477	5	43	24	-1.60
12	Isle of Man, UK	755	10	65	41	-1.59
13	United Kingdom	1,683	28	136	100	-1.58
14	Liberia	4,179	80	320	265	-1.57
15	Netherlands	3,441	68	266	216	-1.53
16	Singapore	1,408	25	115	82	-1.52
17	Korea, Republic of	123	0	14	3	-1.44
18	Marshall Islands	2,427	56	191	149	-1.38
19	Belgium	250	3	25	10	-1.28
20	China	238	3	24	10	-1.22
21	Gibraltar, UK	1,072	26	89	61	-1.22
22	Cyprus	2,157	61	171	131	-1.17
23	Malta	4,922	159	374	315	-1.11
24	Cayman Islands, UK	315	6	30	14	-1.06
25	Latvia	91	0	11	2	-1.05
26	Bermuda, UK	275	5	27	12	-1.03
27	Ireland	127	1	14	4	-0.98
28	Russian Federation	1,458	49	119	86	-0.91
29	Estonia	81	0	10	1	-0.90
30	Barbados	395	10	36	19	-0.89
31	Japan	80	0	10	1	-0.88
32	Panama	6,876	277	517	446	-0.85
33	Spain	230	5	23	9	-0.78
34	Iran, Islamic Republic of	107	1	12	3	-0.75
35	Faroe Islands, DK	223	5	22	9	-0.73
36	Antigua and Barbuda	4,364	202	334	277	-0.60
37	Turkey	1,930	88	154	116	-0.53
38	Poland	172	4	18	6	-0.52
39	United States of America	236	7	23	10	-0.46
40	Philippines	234	7	23	9	-0.44
41	Lithuania	198	6	20	7	-0.32
42	Portugal	439	19	40	21	-0.22
43	Thailand	53	0	7	0	-0.18
44	Vanuatu	203	7	21	8	-0.16
45	Luxembourg	197	7	20	7	-0.09

RANK	FLAG	INSPECTIONS 2010-2012	DETENTIONS 2010-2012	BLACK TO GREY LIMIT	GREY TO WHITE LIMIT	EXCESS FACTOR
GREY LIST						
46	Kazakhstan	47	0	7	0	0.01
47	Switzerland	89	2	11	2	0.03
48	Curacao	372	18	35	17	0.03
49	Malaysia	65	1	8	1	0.04
50	Saudi Arabia	58	1	8	0	0.09
51	India	115	4	13	3	0.10
52	Belize	616	36	54	32	0.17
53	Viet Nam	34	1	5	0	0.27
54	Algeria	73	4	9	1	0.36
55	Morocco	101	7	12	2	0.49
56	Tunisia	57	4	8	0	0.50
57	Egypt	85	6	10	2	0.51
58	Slovakia	75	6	9	1	0.59
59	Bulgaria	99	8	12	2	0.61
60	Saint Vincent and the Grenadines	1,277	96	105	74	0.71
61	Cook Islands	187	16	19	7	0.73
62	Syrian Arab Republic	94	9	11	2	0.76
63	Tuvalu	44	5	6	0	0.79
64	Ukraine	308	29	29	14	0.97

RANK	FLAG	INSPECTIONS 2010-2012	DETENTIONS 2010-2012	BLACK TO GREY LIMIT	GREY TO WHITE LIMIT	EXCESS FACTOR
BLACK LIST						
65	Cambodia	629	59	55	Medium Risk	1.19
66	Georgia	428	42	39		1.20
67	Saint Kitts and Nevis	344	35	32		1.23
68	Lebanon	82	11	10		1.31
69	Libya	44	7	6		1.35
70	Dominica	140	18	15		1.54
71	Comoros	483	55	44		1.71
72	Albania	159	21	17	1.72	
73	Moldova, Republic of	654	84	57	Medium to High Risk	2.26
74	Honduras	45	9	6		2.39
75	Sierra Leone	412	58	38		2.46
76	Togo	231	35	23		2.50
77	Tanzania, United Republic of	234	37	23		2.70
78	Bolivia	39	10	6	High Risk	3.66

(解説)

- 1) ブラックは前年比 3 ヶ国減少し 14 カ国、グレイは前年比 1 ヶ国減少し 19 カ国、ホワイト掲載国は前年比 2 ヶ国増加し 45 カ国だった。
- 2) PMOU・TMOU 共通のブラック国は、タンザニア、シエラレオーネ、セントキッツ・ネービス、グルジア、カンボジアである。

政府代行機関格付

Recognized organization (RO)	No. of overall inspections 2010-2012	No. of RO responsible detentions 2010-2012	Low/medium Limit	Medium/high Limit	Excess factor	Performance level
Union Bureau of Shipping	3,304	71	80	52	0.68	Medium
Croatian Register of Shipping	111	2	5	0	0.46	
International Ship Classification	917	15	26	11	0.28	
International Register of Shipping	1,203	20	33	16	0.26	
Global Marine Bureau	1,427	24	38	19	0.25	
Universal Maritime Bureau	1,006	16	28	12	0.24	
Maritime Technical Systems and Services	147	1	6	0	0.21	
Panama Bureau of Shipping	152	1	6	0	0.19	
Biro Klasifikasi Indonesia	296	3	10	1	0.17	
International Naval Surveys Bureau	179	1	7	0	0.14	
Panama Maritime Surveyors Bureau Inc	186	1	7	0	0.13	
Universal Shipping Bureau	260	2	9	1	0.12	
Korea Classification Society	519	6	16	5	0.12	
Isthmus Bureau of Shipping	1,495	22	39	20	0.08	
INCLAMAR	255	1	9	1	0.01	
Panama Shipping Registrar Inc.	514	4	16	5	-0.15	High
Overseas Marine Certification Services	871	9	25	10	-0.17	
Intermaritime Certification Services, S.A.	1,119	10	31	14	-0.47	
Vietnam Register	2,315	22	58	35	-0.64	
Panama Maritime Documentation Services	1,191	8	32	15	-0.77	
Indian Register of Shipping	340	0	12	2	-0.95	
China Corporation Register of Shipping	972	2	27	12	-1.46	
Russian Maritime Register of Shipping	1,572	4	41	22	-1.51	
Bureau Veritas	8,570	18	193	150	-1.74	
Germanischer Lloyd	9,036	19	203	158	-1.74	
American Bureau of Shipping	8,173	15	185	142	-1.77	
Nippon Kaiji Kyokai	26,000	52	558	482	-1.78	
Lloyd's Register	10,316	16	230	182	-1.81	
Det Norske Veritas	9,455	11	212	166	-1.85	
Registro Italiano Navale	1,951	1	50	28	-1.88	
China Classification Society	7,363	3	168	127	-1.94	
Korean Register of Shipping	7,531	3	171	130	-1.94	

(解説)

- 1) low は前年から 1 減少し 0、medium は前年から 1 増加し 15、high は前年から 1 減少し 17 であった。
- 2) 本リストの対象は検査件数 60 件以上であるが、検査件数 60-179 で航行停止処分ゼロの場合でも計算上 medium になってしまうため、本リストから除外した。対象は、Panama Register Corporation (検査件数 168 件) である。

参考：パリ MOU の政府代行機関格付

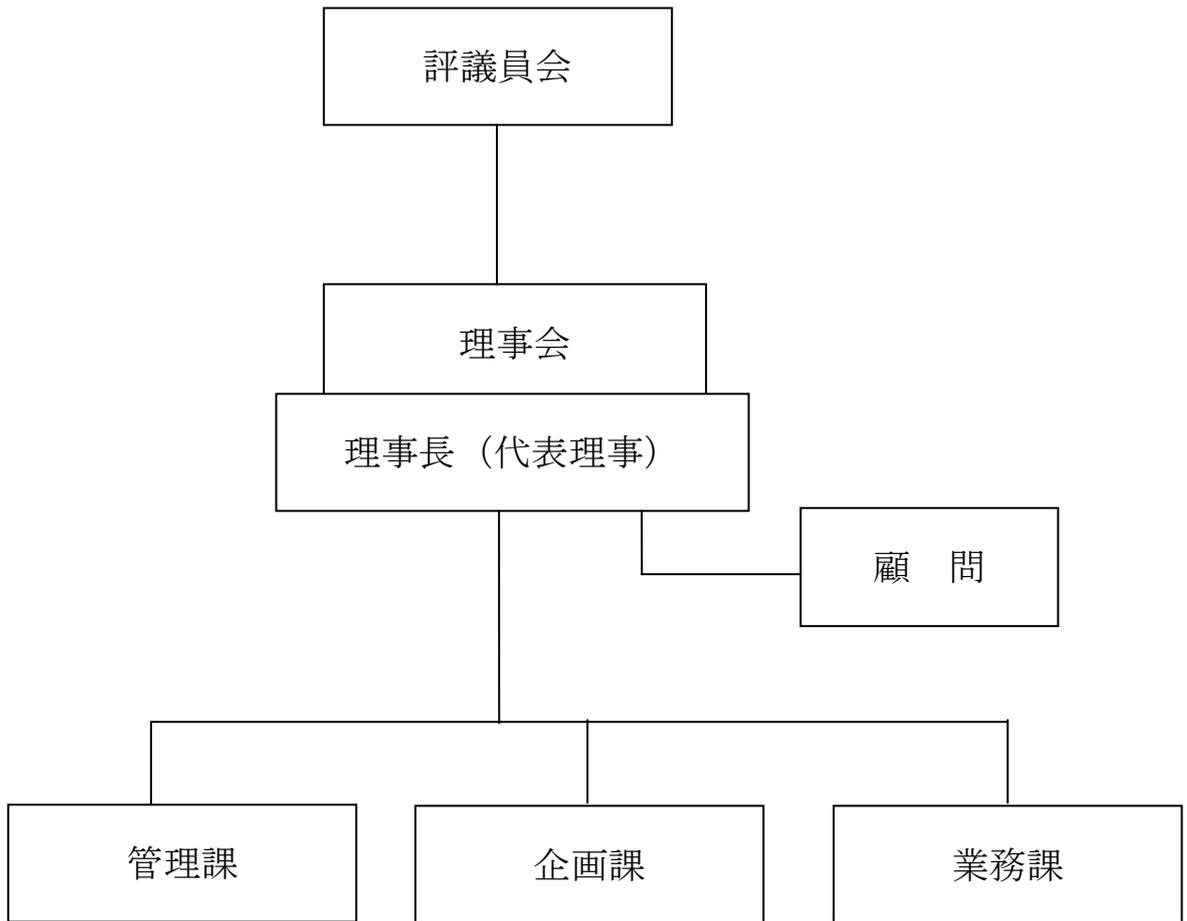
Recognized Organization		Inspections	Detentions	Low/medium limit	Medium / high limit	Excess Factor	Performance level	
American Bureau of Shipping (USA)	ABS	5,690	3	132	96	-1.92	HIGH	
Det Norske Veritas	DNV	11,602	8	257	207	-1.91		
Lloyd's Register (UK)	LR	12,636	9	279	226	-1.91		
China Classification Society	CCS	816	0	23	9	-1.86		
Korean Register of Shipping (Korea, Rep. of)	KRS	815	0	23	9	-1.86		
Registro Italiano Navale	RINA	3,036	4	74	48	-1.79		
Nippon Kaiji Kyokai (Japan)	NKK	6,726	13	154	115	-1.75		
Germanischer Lloyd	GL	14,495	37	318	262	-1.70		
Bureau Veritas (France)	BV	12,455	32	275	223	-1.69		
Turkish Lloyd	TL	1,219	3	33	16	-1.46		
Russian Maritime Register of Shipping	RMRS	5,151	21	120	86	-1.46		
Polski Rejestr Statkow	PRS	648	4	19	7	-0.54		
Croatian Register of Shipping	CRS	198	1	8	0	0.10		MEDIUM
Indian Register of Shipping	IRS	109	0	5	0	0.12		
Hellenic Register of Shipping (Greece)	HRS	212	2	8	0	0.21		
International Naval Surveys Bureau (Greece)	INSB	782	12	23	9	0.24		
Panama Register Corporation	PRC	125	1	6	0	0.26		
Isthmus Bureau of Shipping (Panama)	IBS	229	3	9	1	0.30		
Dromon Bureau of Shipping	DBS	198	3	8	0	0.37		
Maritime Lloyd -Georgia	MLG	90	2	4	0	0.54		
Universal Shipping Bureau Inc. (Panama)	USB	171	4	7	0	0.58		
Intermaritime Certification Service, S.A. (Panama)	ICS	61	2	4	0	0.67		
Global Marine Bureau Inc.	GMB	100	3	5	0	0.68		
Panama Maritime Documentation Services	PMDS	100	3	5	0	0.68		
Shipping Register of Ukraine	SRU	744	19	22	8	0.80		
International Register of Shipping (USA)	IS	757	21	22	8	0.93		
Bulgarski Koraben Registar	BRS	337	15	11	2	1.82	LOW	
Register of Shipping (Albania)	RSA	160	10	7	0	2.54	VERY LOW	
INCLAMAR (Cyprus)	INCLAMAR	93	7	5	0	2.75		
Phoenix Register of Shipping (Greece)	PHRS	138	10	6	0	3.11		

(解説)

- 1) very low 前年と同じ 3、low 前年と同じ 1、medium は前年から 3 増加し 14、high は前年から 1 減少し 12 であった。
- 2) Indian Register of Shipping は、航行停止処分ゼロ（検査件数 109）にもかかわらず、計算上 medium に格付けされている。

組織図

平成 26 年 3 月 31 日現在



<附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成しておりません。